

令和4年7月29日

第 25 回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和4年7月29日午後1時30分より、余市町役場301・302会議室において、第25回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。

2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	1番	村井貞治
〃	3番	片山裕
〃	5番	村尾哲郎
〃	6番	土居義和
〃	7番	川合一
〃	8番	井川和彦
〃	9番	落雅美
〃	10番	石岡渡
〃	11番	有田均
〃	12番	曾我貴彦
〃	13番	山本秀弘
〃	14番	金子秋雄
〃	15番	坂本政隆

3. 本日、この会議を欠席した委員は次のとおりである。

議席番号	2番	中岡博晃
〃	4番	野呂栄二
〃	16番	細山正己

4. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事務局 局長	濱川龍一
	事務局 次長	森谷満子
	庶務係 主任	小島祐子
	農地係 主事	篠原司

5. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(開会宣言の時刻午後 1 時 3 0 分)  
議長 定刻になりましたので、ただ今から第 2 5 回余市町農業委員会総会を開会  
(川合代理) いたします。

なお、細山会長は所用のため欠席する旨の届出がありますことから、余市町農業委員会行政規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、私が議長を務めます。

ただ今この出席委員は、1 3 名であります。

よって過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第 1 0 条の規定により総会は成立いたしました。

なお、本日、2 番中岡委員、1 6 番細山委員は所用のため、また、4 番野呂委員は他の会議のため、欠席する旨の届出がありましたことをここにご報告いたします。

本総会の傍聴について、ご報告いたします。

本会会議規則第 3 0 条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を 1 0 名に制限することをご報告いたします。

本総会に付議する案件は、議案 1 件であります。

それでは、日程に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。

一 同 議長指名

議長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。

3 番・片山委員、9 番・落委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、案件の審議に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

篠原主事 ただ今、上程されました、議案第 1 号につきまして朗読説明させていただきます。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。

このことについて、下記の者から農地法第 3 条の規定による許可申請書の提出があったので実情検討の上、審議採決願いたい。

令和 4 年 7 月 2 9 日提出、余市町農業委員会会長 細山 正己。

申請番号 1 番、申請人住所氏名、譲渡人、余市町■■町■■■■番地、■■■■、譲受人、■■■■■■■■■■■■■■■■丁目■■番地■■、■■■■。

申請農地、■■町■■■■番■■、地目、公簿現況ともに畑、合計面積■■■■■■m<sup>2</sup>。

調査年月日及び調査委員につきましては、令和 4 年 7 月 2 2 日、片山委員、井川委員、金子委員の 3 名で調査を行ってございます。

農地法の許可基準に基づく調査委員の所見につきましては、農地法第 3 条

第2項第1号から第7号までの各号に該当しないでございます。

理由につきましては、譲渡人、経営規模縮小のため所有農地の一部を譲り渡すもの、譲受人、新規就農するため農地を譲り受けるものでございます。

農地法第3条調査書につきましては、4ページに記載しております。

以上1件の申請でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 　ただ今の説明に関連して、議案第1号につきまして、現地調査を行った地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3番 　申請番号1番の農地法第3条の規定による許可申請について、7月22日、事務局を含め、井川委員、金子委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

ただ今、事務局からの説明でもありましたが、申請番号1番については、経営規模を縮小する譲渡人と、新規就農する譲受人との間で売買の合意に至ったものです。

調査の結果、申請番号1番については、取得後も機械の能力・農作業に従事する状況等からみて農地を効率的に利用すると認められますので、調査員3名とも農地法第3条第2項の各号に該当しない旨、許可要件を満たすと合意しました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

議長 　事務局からの内容説明と調査委員の報告が終わりましたので、質疑に入ります。

議案第1号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

10番 　はい、議長。

議長 　はい、10番・石岡委員。

10番 　前にも私、質問したことがあるんですけども、理由は新規就農だということで、ところが譲受人のところには農業と書いてある。要するに新規就農なのか、農業者なのか、全くそれが公文書なのにはっきりしないというか、その辺前にも質問したことですけれども、どうなっているんですか。

濱川局長 　議長、番外。

議長 　はい、番外。

濱川局長 　10番・石岡委員のご質問にご答弁申し上げます。  
新規就農される方が、この度申請を行ってございます。そこで、こちらの

議案の方に譲受人の欄で農業というのはおかしいのではないかというお話だと思いますけれども、こちらにつきましては以前、指摘といたしますかご意見がありましたので、農業会議にも確認をしてございます。そういったことで、こちらの方に記載する欄は、3条申請の許可要件とは当然関係はございません。そういったことで、農業という記載は特に問題ないということでございますし、今後新たにですね新規就農として、農業を行っていくということでございますので、こちらの方に農業を職業と書いても特段問題はないだろうということで私どもとしては認識してございますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

10 番 はい、議長。

議長 はい、10番・石岡委員。

10 番 それじゃあ確認しますけれども、この方は新規就農ということでカウントされているということですか。

濱川局長 議長、番外。

議長 はい、番外。

濱川局長 10番・石岡委員の再度のご質問にご答弁申し上げます。  
委員のおっしゃるように、新規就農ということでカウントさせていただきたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

議長 10番、よろしいですか。

10 番 はい。

議長 はい。他にご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 それでは、ご異議がないようですので、議案第1号につきましては申請のとおり可と決定いたします。

以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、第25回総会を閉会いたします。

(閉会宣言の時刻 午後1時38分)  
(本会議所要時間 8分)

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

議 長 余市町農業委員会 会長代理

議事録署名委員 余市町農業委員 3 番

議事録署名委員 余市町農業委員 9 番